

広島県告示第三百四十五号

広島県証紙条例（昭和三十九年広島県条例第二十八号）第五条第一項の規定によって、次のものを証紙売りさばき機関に指定した。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	主たる事務所の所在地	売りさばき所	売りさばきをする証紙の種類
会計総務課	広島市中区基町一〇番五二号	広島市中区基町一〇番五二号	広島県収入証紙